

# 海外帰国生徒等入学者選抜実施要綱

令和4年度の海外帰国生徒等の入学者選抜は、東京都立高等学校の入学者の選抜方法に関する規則（平成5年東京都教育委員会規則第1号）に基づき、この海外帰国生徒等入学者選抜実施要綱（以下「本実施要綱」という。）の定めるところにより実施する。

なお、本実施要綱の対象となる海外帰国生徒対象の選抜を実施する都立高等学校（以下「都立高校」という。）は、三田高校、竹早高校、日野台高校及び国際高校であり、引揚生徒対象の選抜を実施する都立高校は、深川高校、光丘高校及び富士森高校である。また、在京外国人生徒対象の選抜を実施する都立高校は、竹台高校、田柄高校、南葛飾高校、府中西高校、飛鳥高校、六郷工科高校、杉並総合高校及び国際高校である。

## I 海外帰国生徒対象

### 第 1 4月入学生徒の選抜

#### I-第1-1 海外帰国生徒対象・4月入学生徒の選抜日程

事 項		日	時
出 願		令和4年2月 4日（金） 2月 7日（月）	午前9時～午後3時 午前9時～正午
志願 変更	入学願書取下げ	令和4年2月10日（木）	午前9時～午後3時
	入学願書再提出	令和4年2月14日（月）	午前9時～正午
学 力 検 査 等		令和4年2月15日（火）	集合 午前8時30分
合 格 者 の 発 表		令和4年2月17日（木）	午前9時
合 格 者 の 入 学 手 続		令和4年2月17日（木） 2月18日（金）	午前9時～午後3時 午前9時～正午
実 施 高 校 名		三田高校、竹早高校、日野台高校、国際高校	

（注）都立高校の第一次募集・分割前期募集にも出願することができる。

#### I-第1-2 募集人員

「令和4年度都立高等学校等第一学年生徒募集人員」に定める。

#### I-第1-3 応募資格

海外帰国生徒対象の4月入学生徒の選抜に志願することのできる者は、日本国籍を有し、次の(1)から(4)までの全てに該当する者で、平成19年4月1日以前に出生した者とする。

(1) 高等学校、特別支援学校の高等部、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校に在籍していない者で、次のアからオまでのいずれかに該当する者

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する中学校、義務教育学校の後期課程、特別支援学校の中学部又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を令和4年3月に卒業又は修了（以下「卒業」という。）する見込みの者

イ 中学校を卒業した者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）（以下「施行規則」という。）第95条の各号のいずれかに該当する者

エ 令和4年3月31日までに、施行規則第95条第1号に規定する外国において学校教育における9年の課程（以下「現地校」という。）を修了する見込みの者

オ 令和4年3月31日までに、施行規則第95条第2号に規定する文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（以下「日本人学校」という。）の当該課程を修了する見込みの者

(2) 東京都立高等学校入学者選抜実施要綱（以下「都立高校の実施要綱」という。）第2-3-1の②欄中のいずれか

に該当する者

(3) 保護者（本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でいない場合は後見人をいう。以下、本実施要綱において同じ。）に伴って海外に在住している者又は在住していた者（保護者が父母である場合は、父母のどちらか一方に伴って海外に在住している者又は在住していた者でもよい。ただし、本人と同居していない父又は母は海外又は都内に在住している場合に限る。）

(4) 次のいずれかに該当する者

ア 保護者（保護者が父母の場合は、父母のどちらか一方でよい。以下、イ及びウにおいて同じ。）に伴った外国における連続した在住期間が2年以上3年未満の者（連続した2箇学年の課程を修了する見込みの者又は既に修了した者を含む。）で、入学日現在当該海外在住期間終了後1年以内の者。ただし、入学日現在当該海外在住期間終了後1年を超える者のうち、帰国日が令和3年3月1日以降の者については、入学日現在当該海外在住期間終了後1年以内とみなす。

イ 保護者に伴った外国における連続した在住期間が3年以上4年未満の者（連続した3箇学年の課程を修了する見込みの者又は既に修了した者を含む。）で、入学日現在当該海外在住期間終了後2年以内の者。ただし、入学日現在当該海外在住期間終了後2年を超える者のうち、帰国日が令和2年3月1日以降の者については、入学日現在当該海外在住期間終了後2年以内とみなす。

ウ 保護者に伴った外国における連続した在住期間が4年以上の者（連続した4箇学年の課程を修了する見込みの者又は既に修了した者を含む。）で、入学日現在当該海外在住期間終了後3年以内の者。ただし、入学日現在当該海外在住期間終了後3年を超える者のうち、帰国日が平成31年3月1日以降の者については、入学日現在当該海外在住期間終了後3年以内とみなす。

また、都内に志願者と同居する保護者については、以下の場合も含む。

(ア) 保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により帰国できないときは、父又は母のどちらか一方が帰国し、都内に志願者と同居すればよい。

(イ) 特別の事情により保護者が帰国できず、志願者のみが帰国する場合は、保護者に代わる都内在住の身元引受人がいる、かつ、保護者（保護者が父母である場合は、父又は母のどちらか一方でよい。）が志願者の入学後1年以内に帰国し、都内に志願者と同居することが確実であること。

#### I-第1-4 出願手続

(1) 中学校の校長（以下「中学校長」という。）及び日本人学校の校長の手続

都立高校の実施要綱第2-5-1を準用する。ただし、調査書については志願者本人から提出する。

(2) 志願者の手続

ア 出願に要する書類等

(ア) 入学願書（学校所定の様式）

(イ) 自己PRカード（様式12）

(ウ) 志願者及び保護者が海外に在住したまま出願する場合は、帰国等に関する申立書（様式応5）

(エ) 海外における最終学校の成績証明書又はこれに代わるもの（現地校を修了したことが分かる卒業証明書等）  
なお、中学校に在学している者又は既に卒業した者及び日本人学校卒業（見込み）者は調査書を提出する。

(オ) 保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により帰国できないときは、理由書（様式応7）及び父母のどちらか一方が帰国できない理由を証明する書類（海外における勤務証明書等）

ただし、都内の中学校を卒業する見込みの者は、理由書（様式応7）を提出する必要はない。

(カ) 特別の事情により保護者が帰国できず、志願者のみが帰国する場合は、保護者に代わる身元引受人の身元引受人承諾書（様式応6）及び保護者が帰国できない理由を証明する書類（海外における勤務証明書等）

(キ) 入学考査料 2,200円

（所定の納付書により、納付書裏面に記載の納付場所で納付した領収証書を入学願書の裏面に貼り付ける。）

(ク) その他海外生活を証明する書類等で当該都立高校の校長（以下「都立高校長」という。）が必要とするもの

イ 提出方法

(ア) 都内の中学校に在学している志願者は、中学校長の確認を経て、出願期間中に志願する都立高校長に出願に必要な書類を提出する。

(イ) 郵送による出願は受け付けない。ただし、島しょの中学校を卒業する見込みの者が出願する場合は、入学願書提出期限までに簡易書留郵便で到着したものに限り受け付ける。

なお、郵送により出願する場合は、入学願書等提出書類に、受検票返送用の定形（長形3号）の封筒（返信時の宛先として、志願者の住所・氏名等を明記の上、簡易書留郵便による郵送料相当分の切手を貼り付けたも

の)を同封すること。

(ウ) 入学願書提出後は、記載事項の変更を認めない。

(3) 受検票の交付

入学願書等を受け付けた都立高校長は、受検票を交付する。

I-第1-5 志願の変更

海外帰国生徒対象の4月入学生徒の選抜の志願者は、入学願書提出後、1回に限り海外帰国生徒対象の都立高校に志願変更をすることができる。ただし、入学願書の返却を受けた都立高校に再提出することはできない。

志願変更の手続は、都立高校の実施要綱第3-6-2を準用する。

I-第1-6 学力検査等の実施

(1) 検査教科等

<三田高校、竹早高校及び日野台高校>

国語(作文を含む。)、数学及び外国語(英語)の3教科並びに面接とし、各教科の満点は100点とする。

検査教科のうち、1教科(面接を含む。)でも受検しなかった者は、受検を放棄したものとみなす。ただし、正当な事由により、一部受検できなかった者は、受検したものとみなす。

<国際高校>

ア 日本人学校出身者

国語(作文を含む。)、数学及び外国語(英語)の3教科並びに面接とし、各教科の満点は100点とする。

イ 現地校出身者

作文及び面接とする。

なお、言語については、それぞれの検査において日本語又は英語のどちらかを選択することができる。

検査教科のうち、1教科(面接を含む。)でも受検しなかった者は、受検を放棄したものとみなす。ただし、正当な事由により、一部受検できなかった者は、受検したものとみなす。

(2) 集合時刻及び時間割

<三田高校、竹早高校及び日野台高校>

	開始時刻 ~ 終了時刻	時間	検査教科等
集 合	午前 8時30分		
第1時限	午前 9時00分 ~ 午前 9時50分	50分	国 語
第2時限	午前10時20分 ~ 午前11時10分	50分	数 学
第3時限	午前11時40分 ~ 午後 0時30分	50分	英 語
第4時限	午後 1時30分 ~		面 接

<国際高校> (志願者が多い場合は、面接が2日間にわたることがある。)

ア 日本人学校出身者

	開始時刻 ~ 終了時刻	時間	検査教科等
集 合	午前 8時30分		
第1時限	午前 9時00分 ~ 午前 9時50分	50分	国 語
第2時限	午前10時20分 ~ 午前11時10分	50分	数 学
第3時限	午前11時40分 ~ 午後 0時30分	50分	英 語
第4時限	午後 1時30分 ~		面 接

イ 現地校出身者

	開始時刻 ～ 終了時刻	時 間	検査内容
集 合	午前 8時30分		
第1時限	午前 9時00分 ～ 午前 9時50分	50分	作 文
第2時限	午前10時20分 ～		面 接

(3) 検査会場

受検票により指定する。

I-第1-7 問題作成

都立高校の実施要綱第2-8(1)及び(4)を準用する。ただし、作文については別に定める。

I-第1-8 選考

都立高校の実施要綱第2-10に準じて、当該都立高校長が定める。ただし、面接点の取扱い及び国際高校の現地校出身者の選考方法については、別に定める。

I-第1-9 採点

都立高校の実施要綱第2-9を準用する。

I-第1-10 合格者の発表

(1) 場所

入学願書提出校

(2) 発表方法

受検番号順に、受検番号により掲示する。

なお、都立高校長は、本実施要綱I-第1-1に定める合格者の発表日時以降、合格者の受検番号の一覧を当該都立高校のホームページへ掲載する。

(3) 合格通知書の交付

合格者には、合格通知書(様式22)を交付する。

(4) 合格通知書の交付期間

入学手続期間中とする。

I-第1-11 入学手続(入学確約書の提出)

都立高校の実施要綱第2-12を準用する。

I-第1-12 本人得点の開示及び学力検査における答案の開示等

都立高校の実施要綱第5を準用する。

## 第 2 9月入学生徒の選抜

I-第2-1 海外帰国生徒対象・9月入学生徒の選抜日程

事 項	日	時
出 願	令和4年6月30日(木)	午前9時～午後3時
	7月1日(金)	午前9時～正午
検 査	令和4年7月7日(木)	集合 午前8時30分
合 格 者 の 発 表	令和4年7月12日(火)	午前9時
合 格 者 の 入 学 手 続	令和4年7月12日(火)	午前9時～午後3時
	7月13日(水)	午前9時～正午
実 施 高 校 名	三田高校、竹早高校、日野台高校、国際高校	

(注) 国際バカロレアコースの9月入学生徒の選抜にも出願することができる。

## I-第2-2 募集人員

「令和4年度都立高等学校等第一学年生徒募集人員」に定める。

## I-第2-3 応募資格

海外帰国生徒対象の9月入学生徒の選抜に志願することができる者は、日本国籍を有し、次の(1)から(3)までの全てに該当する者で、平成19年4月1日以前に出生した者とする。

なお、既に実施された令和4年度東京都立高等学校入学者選抜に応募した者の出願は認めない。

- (1) 高等学校、特別支援学校の高等部、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校に在籍していない者で、令和4年4月1日から同年8月31日までの間に、外国において学校教育における9年の課程を修了する見込みの者又は修了した者
- (2) 保護者に伴って海外に在住している者又は在住していた者（保護者が父母である場合は、父母のどちらか一方に伴って海外に在住している者又は在住していた者でもよい。ただし、本人と同居していない父又は母は海外又は都内に在住している場合に限る。）
- (3) 保護者（保護者が父母の場合は、父母のどちらか一方でよい。）に伴った外国における連続した在住期間が2年以上の者（連続した2箇学年の課程を修了する見込みの者を含む。）で、保護者とともに都内に住所を有する者又は入学日までに住所を有することが確実な者のうち、入学後も引き続き都内から通学する者。ただし、都内に志願者と同居する保護者については以下の場合も含む。
  - ア 保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により帰国できないときは、父又は母のどちらか一方が帰国し、都内に志願者と同居すればよい。
  - イ 特別の事情により保護者が帰国できず、志願者のみが帰国する場合は、保護者に代わる都内在住の身元引受人がいて、かつ、保護者（保護者が父母である場合は、父又は母のどちらか一方でよい。）が志願者の入学後1年以内に帰国し、都内に志願者と同居することが確実であること。

## I-第2-4 出願手続

本実施要綱I-第1-4(2)及び(3)を準用する。ただし、入学考査料は志願する都立高校の窓口において、現金で納付する。

## I-第2-5 検査の実施

### (1) 検査内容

作文及び面接とする。

なお、言語については、それぞれの検査において日本語又は英語のどちらかを選択することができる。

作文又は面接を受検しなかった者は、受検を放棄したものとみなす。ただし、正当な事由により、一部受検できなかった者は、受検したものとみなす。

### (2) 集合時刻及び時間割

	開始時刻 ～ 終了時刻	時 間	検査内容
集 合	午前 8時30分		
第1時限	午前 9時00分 ～ 午前 9時50分	50分	作 文
第2時限	午前10時10分 ～		面 接

### (3) 検査会場

受検票により指定する。

## I-第2-6 問題作成

問題作成に関する事項は、別に定める。

## I-第2-7 選考

選考の方法等については、別に定める。

## I-第2-8 採点、合格者の発表、入学手続（入学確約書の提出）及び本人得点の開示

都立高校の実施要綱第2-9(1)から(5)まで、第3-11、第3-12及び第5-1を準用する。ただし、第5-1-2(2)でいう交付の開始時期は、合格者の入学手続締切日の翌日とする。

### 第 3 その他

- 1 施行規則第95条第5号に規定する学力認定は、本実施要綱の定める検査の成績により行う。
- 2 応募資格に違反し、又は必要書類の重要事項の誤記、不備その他事実と反する記載により入学したと認められる者は、入学を取り消すものとする。
- 3 4月入学生徒の選抜に出願する者は、都立高校の第一次募集・分割前期募集に併せて出願することができる。ただし、海外帰国生徒対象の選抜の合格者は、第一次募集・分割前期募集に出願していても、受検を認めない。
- 4 9月入学生徒の選抜に出願する者は、国際バカロレアコースの9月入学生徒の選抜に併せて出願及び受検することができる。ただし、国際バカロレアコースの選抜の合格者は、海外帰国生徒対象の選抜における選考の対象としない。
- 5 本実施要綱に定めるもののほか、必要な事項は、都立高校の実施要綱の規定を準用する。

## II 引揚生徒対象

### II-1 引揚生徒対象の選抜日程

事 項		日	時
出 願		令和4年2月 4日 (金)	午前9時 ~ 午後3時
		2月 7日 (月)	午前9時 ~ 正午
志願 変更	入学願書取下げ	令和4年2月10日 (木)	午前9時 ~ 午後3時
	入学願書再提出	令和4年2月14日 (月)	午前9時 ~ 正午
検 査		令和4年2月15日 (火)	集合 午前8時30分
合格者の発表		令和4年2月17日 (木)	午前9時
合格者の入学手続		令和4年2月17日 (木)	午前9時 ~ 午後3時
		2月18日 (金)	午前9時 ~ 正午
実施高校名		深川高校、光丘高校、富士森高校	

(注) 都立高校の第一次募集・分割前期募集にも出願することができる。

### II-2 募集人員

「令和4年度都立高等学校等第一学年生徒募集人員」に定める。

### II-3 応募資格

引揚生徒対象に志願することができる者は、高等学校、特別支援学校の高等部、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校に在籍していない平成19年4月1日以前に出生した者で、次の表①欄(1)から(4)までのいずれかに該当し、かつ、②欄及び③欄に該当する者とする。

①
(1) 令和4年3月に中学校を卒業する見込みの者 (2) 中学校を卒業した者 (3) 施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者 (4) 令和4年3月31日までに、外国において学校教育における9年の課程を修了する見込みの者又は日本人学校の当該課程を修了する見込みの者
②
保護者が引揚者である者（保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が引揚者である場合を含む。）のうち、保護者とともに都内に住所を有する者又は入学日までに都内に住所を有することが確実で、入学後も引き続き都内から通学する者。ただし、保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できないときは、父又は母のどちらか一方と同居すればよい（応募資格の審査を受け、承認を得た場合に限る。）。
さらに、①欄の(1)又は(2)に該当する場合、引揚げ後に原則として小学校第4学年以上の学年に入学した者とする。 なお、引揚者とは、終戦前（昭和20年9月2日以前をいう。）から引き続き外国に居住していた者（これらの者を両親として終戦後外国において出生した者を含む。）で、終戦後初めて永住の目的をもって帰国した者をいう。
③
以前に、引揚生徒を対象とする本選抜により入学したことがない者

### II-4 出願手続

#### (1) 中学校長の手続

都立高校の実施要綱第2-5-1を準用する。ただし、調査書については、志願者本人から提出する。

#### (2) 志願者の手続

本実施要綱第I-第1-4(2)を準用する。ただし、志願者の出願に要する書類等は、次のとおりとする。

ア 入学願書（学校所定の様式）

イ 次の(ア)から(エ)までのいずれかの書類

(ア) 引揚証明書

(イ) 自立支度金支給決定通知書

(ウ) 永住帰国者証明書

(エ) 引揚生徒対象志願者の状況申立書（様式28）

なお、上記(エ)については、事前に、在学中学校長を経由して、令和4年1月6日(木)までに都立学校教育部高等学校教育課入学選抜担当に報告し、都立学校教育部高等学校教育課の受付印が押印してあるものであること。ただし、中学校に在学していない者は、中学校長を経由する必要はない。

ウ 調査書（様式10（都立高校の実施要綱第4－6により作成したもの））

エ 自己PRカード（様式12）

オ 入学考査料 2,200円

（所定の納付書により、納付書裏面に記載の納付場所で納付した領収証書を入学願書の裏面に貼り付ける。）

カ 中学校を既に卒業した者は、志願者及び保護者の住民票記載事項証明書（様式応3）

キ 保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できないときは、理由書（様式応7）及び父母のどちらか一方が都内に志願者と同居できない理由を証明する書類

ただし、都内の中学校を卒業する見込みの者は提出する必要はない。

ク その他当該都立高校長が必要とする書類

(3) 受検票の交付

本実施要綱Ⅰ－第1－4（3）を準用する。

## Ⅱ－5 志願の変更

引揚生徒対象の志願者は、入学願書提出後、1回に限り、引揚生徒対象の都立高校に志願変更をすることができる。ただし、入学願書の返却を受けた都立高校に再提出することはできない。

志願変更の手続は、都立高校の実施要綱第3－6－2を準用する。

## Ⅱ－6 検査の実施

(1) 検査内容

作文及び面接とする。

作文又は面接を受検しなかった者は、受検を放棄したものとみなす。ただし、正当な事由により、一部受検できなかった者は、受検したものとみなす。

(2) 集合時刻、時間割及び検査会場

受検票により指定する。

## Ⅱ－7 問題作成

問題作成に関する事項は、別に定める。

## Ⅱ－8 選考

選考の方法等については、別に定める。

## Ⅱ－9 採点、合格者の発表、入学手続(入学確約書の提出)及び本人得点の開示等

都立高校の実施要綱第2－9(1)から(5)まで、第3－11、第3－12、第5－1及び第5－3を準用する。

## Ⅱ－10 その他

(1) 施行規則第95条第5号に規定する学力認定は、本実施要綱の定める検査の成績により行う。

(2) 応募資格に違反し、又は必要書類の重要事項の誤記、不備その他事実と反する記載により入学したと認められる者は、入学を取り消すものとする。

(3) 引揚生徒対象の選抜に出願する者は、都立高校の第一次募集・分割前期募集に併せて出願することができる。ただし、引揚生徒対象の選抜の合格者は、第一次募集・分割前期募集に出願していても、受検を認めない。

(4) 本実施要綱に定めるもののほか、必要な事項は、都立高校の実施要綱の規定を準用する。



### Ⅲ 在京外国人生徒対象

#### 第 1 4月入学生徒の選抜

##### Ⅲ-第1-1 在京外国人生徒対象・4月入学生徒の選抜日程

<竹台高校、田柄高校、南葛飾高校、府中西高校、飛鳥高校、六郷工科高校、杉並総合高校>

事 項	日	時
出 願	令和4年1月20日(木)	午前9時～午後3時
	1月21日(金)	午前9時～正午
検 査	令和4年1月26日(水)	集合 午前8時30分
合格者の発表	令和4年2月 2日(水)	午前9時
合格者の入学手続	令和4年2月 2日(水)	午前9時～午後3時
	2月 3日(木)	午前9時～正午

<国際高校>

事 項	日	時
出 願	令和4年2月 8日(火)	午前9時～午後3時
	2月 9日(水)	午前9時～正午
検 査	令和4年2月15日(火)	集合 午前8時30分
合格者の発表	令和4年2月17日(木)	午前9時
合格者の入学手続	令和4年2月17日(木)	午前9時～午後3時
	2月18日(金)	午前9時～正午

(注) 都立高校の第一次募集・分割前期募集にも出願することができる。

##### Ⅲ-第1-2 募集人員

「令和4年度都立高等学校等第一学年生徒募集人員」に定める。

##### Ⅲ-第1-3 応募資格

在京外国人生徒対象の4月入学生徒の選抜に志願することのできる者は、外国籍を有し、次の(1)及び(2)に該当する者で、平成19年4月1日以前に出生した者とする。ただし、国際高校の在京外国人生徒対象の選抜においては、竹台高校、田柄高校、南葛飾高校、府中西高校、飛鳥高校、六郷工科高校及び杉並総合高校の在京外国人生徒対象の選抜における合格者の応募は認めない。

- (1) 高等学校、特別支援学校の高等部、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校に在籍していない者で、次のアからウまでのいずれかに該当する者
  - ア 令和4年3月31日までに、外国において学校教育における9年の課程を修了する見込みの者又は修了した者
  - イ 令和4年3月31日までに、日本国内において外国人学校の教育により日本の9年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者
  - ウ 令和4年3月31日までに、中学校を卒業する見込みの者又は既に卒業した者で、入国後の在日期間が入学日現在原則として3年以内の者。ただし、入学日現在入国後3年を超える者のうち、入国日が平成31年3月1日以降の者については、入国後の在日期間が入学日現在3年以内とみなす。
- (2) 都立高校の実施要綱第2-3-1の②欄中のいずれかに該当する者

##### Ⅲ-第1-4 出願方法

志願者は、検査日の異なるそれぞれの都立高校に出願することができる。

### Ⅲ－第1－5 出願手続

#### (1) 中学校長の手続

都立高校の実施要綱第2－5－1を準用する。ただし、調査書については、志願者本人から提出する。

#### (2) 志願者の手続

本実施要綱Ⅰ－第1－4(2)を準用する。ただし、志願者が出願に要する書類等は、次のとおりとする。

ア 入学願書（学校所定の様式）

イ 最終学校の成績証明書又はこれに代わるもの（外国において学校教育における9年の課程が修了したことが分かる卒業証明書等）

なお、中学校に在学している者又は既に卒業した者は調査書を提出する。

ウ 外国籍を有していることを証明する住民票記載事項証明書（様式応3）又は公的機関発行の書類

エ 前記Ⅲ－第1－3(1)ウに該当する場合は、入国後の在日期間が入学日現在3年以内であることを証明する公的機関発行の書類

オ 保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できないときは、理由書（様式応7）及び父母のどちらか一方が都内に志願者と同居できない理由を証明する書類

ただし、都内の中学校を卒業する見込みの者は提出する必要はない。

カ 入学考査料 2,200円

（所定の納付書により、納付書裏面に記載した納付場所で納付した領収証書を入学願書の裏面に貼り付ける。）

キ パーソナル・ヒストリー（学校所定の様式）

ク その他当該都立高校長が必要とする書類

#### (3) 受検票の交付

本実施要綱Ⅰ－第1－4(3)を準用する。

### Ⅲ－第1－6 検査の実施

#### (1) 検査内容

作文及び面接とする。

なお、言語については、それぞれの検査において日本語又は英語のどちらかを選択することができる。また、当該都立高校長が必要と判断した場合は、学力検査を実施することができる。

作文又は面接を受検しなかった者（学力検査を実施する場合は、検査教科のうち、1教科でも受検しなかった者を含む。）は、受検を放棄したものとみなす。ただし、正当な事由により、一部受検できなかった者は、受検したものとみなす。

#### (2) 集合時刻及び時間割

	開始時刻 ～ 終了時刻	時間	検査内容
集 合	午前 8時30分		
第1時限	午前 9時00分 ～ 午前 9時50分	50分	作文
第2時限	午前10時10分 ～		面接

（注）学力検査を実施する場合の時間割は、各都立高校が定める。

#### (3) 検査会場

受検票により指定する。

### Ⅲ－第1－7 問題作成

問題作成に関する事項は、別に定める。

### Ⅲ－第1－8 選考

選考の方法等については、別に定める。

### Ⅲ－第1－9 採点、合格者の発表及び入学手続（入学確約書の提出）

都立高校の実施要綱第2－9(1)から(5)まで、第3－11及び第3－12を準用する。

### Ⅲ－第1－10 本人得点の開示及び学力検査における答案の開示

都立高校の実施要綱第5を準用する。

## 第 2 9月入学生徒の選抜

### Ⅲ－第2－1 在京外国人生徒対象・9月入学生徒の選抜日程

事 項	日	時
出 願	令和4年6月30日(木)	午前9時～午後3時
	7月1日(金)	午前9時～正午
検 査	令和4年7月7日(木)	集合 午前8時30分
合格者の発表	令和4年7月12日(火)	午前9時
合格者の入学手続	令和4年7月12日(火)	午前9時～午後3時
	7月13日(水)	午前9時～正午
実施高校名	竹台高校、田柄高校、南葛飾高校、府中西高校、飛鳥高校、国際高校	

(注) 国際バカロレアコースの9月入学生徒の選抜にも出願することができる。

### Ⅲ－第2－2 募集人員

「令和4年度都立高等学校等第一学年生徒募集人員」に定める。

### Ⅲ－第2－3 応募資格

在京外国人生徒対象の9月入学生徒の選抜に志願することのできる者は、外国籍を有し、次の(1)及び(2)に該当する者で、平成19年4月1日以前に出生した者とする。

なお、既に実施された令和4年度東京都立高等学校入学者選抜に応募した者の出願は認めない。

(1) 高等学校、特別支援学校の高等部、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校に在籍していない者で、次のア又はイのどちらかに該当する者

ア 令和4年4月1日から同年8月31日までの間に、外国において学校教育における9年の課程を修了する見込みの者又は修了した者

イ 令和4年4月1日から同年8月31日までの間に、日本国内において外国人学校の教育により日本の9年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者

(2) 保護者とともに都内に住所を有する者又は入学日までに住所を有することが確実な者で、かつ、入学後も引き続き都内から通学することが確実な者。ただし、保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できないときは、父又は母のどちらか一方と同居すればよい(応募資格の審査を受け、承認を得た場合に限る。)

### Ⅲ－第2－4 出願手続、検査の実施、問題作成及び選考

本実施要綱Ⅲ－第1－5(2)及び(3)並びにⅢ－第1－6からⅢ－第1－8までを準用する。

ただし、入学審査料は志願する都立高校の窓口において、現金で納付する。

### Ⅲ－第2－5 採点、合格者の発表、入学手続(入学確約書の提出)及び本人得点の開示

都立高校の実施要綱第2－9(1)から(5)まで、第3－11、第3－12及び第5－1を準用する。ただし、第5－1－2(2)でいう交付の開始時期は、合格者の入学手続締切日の翌日とする。

### Ⅲ－第2－6 学力検査における答案の開示

都立高校の実施要綱第5－2を準用する。

### 第 3 その他

- 1 施行規則第95条第5号に規定する学力認定は、本実施要綱の定める検査の成績により行う。
- 2 応募資格に違反し、又は必要書類の重要事項の誤記、不備その他事実と反する記載により入学したと認められる者は、入学を取り消すものとする。
- 3 在京外国人生徒対象の選抜（竹台高校、田柄高校、南葛飾高校、府中西高校、飛鳥高校、六郷工科高校及び杉並総合高校）の合格者は、都立高校に出願することができない。
- 4 9月入学生徒の選抜に出願する者は、国際バカロレアコースの9月入学生徒の選抜に併せて出願することができる。ただし、国際バカロレアコースの選抜の合格者は、在京外国人生徒対象の選抜における選考の対象としない。
- 5 本実施要綱に定めるもののほか、必要な事項は、都立高校の実施要綱の規定を準用する。